

## 三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理に必要な事項を定めることにより、これらが管理不全な状態となることの防止を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 使用されていないことが常態である土地(法第2条第1項に規定する敷地を除く。)をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第1項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 特定空地 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空地をいう。
- (5) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

## (市民の役割)

第3条 市民は、市の区域内に特定空家等又は特定空地があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するように努めるものとする。

## (特定空家等に対する措置)

第4条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第6条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(特定空地に対する措置)

第5条 法第3条、第9条、第12条及び第14条(第13項及び第14項を除く。)の規定は、特定空地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定空家等」とあるのは「特定空地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により準用する法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により準用する法第14条第3項の規定による命令については、三条市行政手続条例(平成17年三条市条例第15号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(空家等審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、第4条及び前条第2項の規定による勧告について調査審議するため、三条市空家等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、法第9条及び第14条第1項から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び第14条第1項から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。